

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(117)の2 (略) (118) 道交法第108条の3の5の規定による <u>特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の受講命令</u> (119) 道交法第108条の3の6の規定による <u>特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の受講命令等の国家公安委員会への報告</u> (120)～(223) (略)	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(117)の2 (略) (118) 道交法第108条の3の5の規定による自転車運転者講習の受講命令 (119) 道交法第108条の3の6の規定による自転車運転者講習の受講命令等の国家公安委員会への報告 (120)～(223) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。